



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目 次 (\*については県例規集登載事項)

### ○ 規則

- \*27 和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則  
(監察査察室)
- \*28 和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)推奨規則  
(観光交流課)

### ○ 告示

- 438 振興局の職員駐車場の使用料  
(管財課)
- \*439 災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度  
(福祉保健総務課)

### ○ 人事委員会告示

- \*3 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

### ○ 訓令

- \*10 和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令  
(広報室)

## 規 則

### 和歌山県規則第27号

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県職員委員会規則(昭和30年和歌山県規則第105号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条第3項」を「第9条第3項」に改める。

第5条中「総務部総務管理局人事課」を「監察査察室」に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第28号

和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)推奨規則を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)推奨規則  
(目的)

第1条 この規則は、多様な分野の優れた県産品及び催事等

を認定し、並びに推奨することにより、県内事業者の技術及び県産品の品質の向上並びに県産品等の創造を促進し、もって県内産業の持続的発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産品 県内で生産又は製造される产品(他の产品的な生産過程に投入されるものを除く。)をいう。
- (2) 県産品等 県産品並びに県内で催される催事及び芸能並びに県内で提供される料理をいう。  
(優良県産品の認定)

第3条 知事は、県産品等が次に掲げる基準(以下「認定基準」という。)のいずれにも適合していると認められるときは、当該県産品等を和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)(以下「プレミア和歌山推奨品」という。)として認定することができる。

- (1) 県の歴史、文化若しくは風土又は生産者(製造者を含む。)の優れた企画、技能若しくは技術に起因するものであること。
- (2) 県産品にあっては、販売又は提供の実績があり、当該県産品の品質、意匠等について優秀と認められ、かつ、価格が適正であるものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める基準(推奨認定の申請)

第4条 プレミア和歌山推奨品の認定(以下「推奨認定」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定めるところにより別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、推奨認定をしようとするときは、別に定める審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、推奨認定をしたときは、別記第2号様式により申請者に通知し、別記第3号様式による認定証を交付するとともに、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 推奨認定を受けた者(以下「認定者」という。)の住所及び氏名(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名)
- (2) プレミア和歌山推奨品の名称
- (3) 認定番号
- (4) 認定に係る分野
- (5) その他知事が必要と認める事項  
(表示)

# 和歌山県報 号外 (6)

平成 20 年 3 月 28 日 (金曜日)

<p>第5条 認定者は、プレミア和歌山推奨品にプレミア和歌山推奨品である旨の表示をすることができる。</p> <p>2 前項の表示は、別に定める和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨マークにより行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、プレミア和歌山推奨品に前項の表示を行うことができない場合は、認定者は、当該プレミア和歌山推奨品に適する他の表示を行なうことができる。 (推奨認定の有効期間)</p> <p>第6条 推奨認定の有効期間は、推奨認定の日から2年を経過する日の属する年度の末日までの期間（以下「認定有効期間」という。）とする。 (推奨認定の変更等の届出)</p> <p>第7条 認定者は、第4条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別記第4号様式により、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 認定者は、プレミア和歌山推奨品の生産、製造、販売又は提供若しくは開催（以下「生産等」という。）を中止する場合において認定有効期間内に当該生産等の再開が見込まれるときは、別記第5号様式により、知事に届け出なければならない。</p> <p>3 認定者は、プレミア和歌山推奨品の生産等を再開しようとするときは、遅滞なく、別記第6号様式により、知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、前3項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。 (推奨認定の廃止の届出)</p> <p>第8条 認定者は、プレミア和歌山推奨品の生産等を中止し、かつ、認定有効期間内に再開が見込まれないときは、別記第7号様式により、知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。 (推奨認定の更新)</p> <p>第9条 認定有効期間の満了後引き続き推奨認定を受けようとする認定者は、認定有効期間が満了する日の30日前までに、別記第8号様式による更新申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する推奨認定の更新に準用する。 (推奨認定の取消し)</p> <p>第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定者に係るすべての推奨認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) プレミア和歌山推奨品が認定基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 認定者が虚偽の申請その他不正の手段により推奨認定を受けたとき。</p> <p>(3) 認定者が第7条第1項から第3項までの規定、第8条第1</p>	<p>項又は次条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 認定者がプレミア和歌山推奨品の信用を害する行為をしたとき。</p> <p>2 知事は、前項の規定により推奨認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により、推奨認定を取り消された者は、第5条第1項及び第3項に規定する表示を直ちに中止するとともに、第4条第3項に規定する認定証を知事に返還しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により推奨認定を取り消された県産品等について、別に定める期間を経過しなければ、新たに推奨認定の申請をすることができない。 (実績報告)</p> <p>第11条 認定者は、別に定めるところにより、毎年、4月1日から翌年3月31日までの期間に係るプレミア和歌山推奨品の販売数量、開催回数その他の実績について、別記第9号様式により、知事に報告しなければならない。 (報告の徴収等)</p> <p>第12条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、認定者に対してプレミア和歌山推奨品に係る報告を求めることができる。 (認定者の義務)</p> <p>第13条 認定者は、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。</p> <p>(1) プレミア和歌山推奨品の流通、販売、提供及び開催において、当該プレミア和歌山推奨品が推奨認定を受けたものであることを明らかにすること。</p> <p>(2) プレミア和歌山推奨品の普及に努めるとともに、次条に規定するプレミア和歌山推奨品等の推奨に協力すること。</p> <p>2 認定者は、プレミア和歌山推奨品以外の県産品等に、第5条第1項及び第3項に規定する表示又はこれと紛らわしい表示を行なってはならない。</p> <p>3 プレミア和歌山推奨品に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定者は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処し、並びに事故等の内容及び解決のため講じた措置等について、別記第10号様式により、知事に報告しなければならない。 (推奨)</p> <p>第14条 県は、第1条の目的を達成するため、プレミア和歌山推奨品等の推奨（情報の提供、購買の促進又は県内への観光に対する意欲の高揚を図るために行なう活動をいう。）に努めるものとする。 (公表の方法)</p> <p>第15条 第4条第3項、第7条第4項、第8条第2項及び第10条第2項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行なうものとする。</p>
---	--

(書類の提出)

第16条 この規則の規定により知事に提出する書類は、原則として、住所又は主たる事務所の所在地を管轄する振興局長（住所又は所在地が和歌山市のものにあっては、海草振興局長）を経由して提出するものとする。

（補則）

第17条 この規則に定めるもののほか、推奨認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県優良土産品推せん規則（昭和30年和歌山県規則第49号）は、廃止する。

別記第 1 号様式（第 4 条関係）

（その 1）

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
推奨認定申請書（製造物分野）

和歌山県知事 様

（申請者）  
(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)  
住 所

〒

（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）  
氏 名

㊞

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 4 条第 1 項の規定により、下記の県産品について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の（ふりがな）  
名称

申請品の分類

①加工食品 ②伝統的工芸品 ③産業製品

（加工食品・伝統的工芸品のみ記入）

申請品の種類

平成 20 年 3 月 28 日 (金曜日)

(その 2 )

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
推奨認定申請書（生鮮物分野）

和歌山県知事 様

（申請者）  
(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)  
住 所

〒

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第4条第1項の規定により、下記の県産品について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の (ふりがな) 名 称	
申請品の分類	④農産物（果実・野菜・花き） ⑤畜産物 ⑥水産物 ⑦特用林産物

(その 3 )

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
推奨認定申請書（観光資産分野）

和歌山県知事 様

（申請者）  
(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)  
住 所

〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第4条第1項の規定により、下記の県産品等について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の (ふりがな) 名 称	
申請品の分類	⑧祭り ⑨芸能 ⑩料理

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）審査結果通知書

年 月 日

（申請者氏名） 様

和歌山県知事

年 月 日付けで認定申請のあった下記の申請品については、審査の結果、和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）として認定したことを通知します。

記

1 申請品の名称

2 申請品の分野

(1) 製造物 (2) 生鮮物 (3) 観光資産

3 申請番号

4 認定番号

別記第3号様式(第4条関係)

認定番号 第 号

# 和歌山県優良県産品 (プレミア和歌山)認定証

申請者

申請品の名称

申請品の分野

上記の県産品等について、和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)として認定する

認定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする

年 月 日

和歌山県知事

別記第 4 号様式（第 7 条関係）

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
認定内容等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）  
住 所

（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称

2 認定番号

3 認定の分野

(1) 製造物 (2) 生鮮物 (3) 觀光資産

4 変更の内容

変更前	
変更後	

5 変更の理由

6 特記事項

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
認 定 中 止 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）  
住 所

（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称

2 認定番号

3 中止の期間（中止から再開見込みまでの期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

4 中止の理由

5 特記事項

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
認定再開届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）  
住 所

（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称

2 認定番号

3 再開年月日

4 特記事項

別記第 7 号様式（第 8 条関係）

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
認 定 廃 止 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）  
住 所

（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称

2 認定番号

3 廃止の期日

4 廃止の理由

5 特記事項

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

（その 1）

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
認定更新申請書（製造物分野）

和歌山県知事 様

（申請者）  
（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）  
住所

〒

（法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名）  
氏名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 9 条第 1 項の規定により、下記の県産品について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

（ふりがな） 申請品の 名称	
-------------------	--

申請品の分類	①加工食品 ②伝統的工芸品 ③産業製品
--------	---------------------

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

(その2)

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
認定更新申請書（生鮮物分野）

和歌山県知事様

(申請者)  
(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)  
住所

〒

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
氏名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第9条第1項の規定により、下記の県産品について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の (ふりがな) 名 称	
申請品の 分 類	④農産物(果実・野菜・花き) ⑤畜産物 ⑥水産物 ⑦特用林産物

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

平成 20 年 3 月 28 日 (金曜日)

(その3)

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）  
認定更新申請書（観光資産分野）

和歌山県知事様

（申請者）  
(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)  
住 所

〒

(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
氏 名

印

和歌山県優良產品（プレミア和歌山）推奨規則第9条第1項の規定により、下記の県產品等について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の (ふりがな) 名 称	
申請品の分類	⑧祭り ⑨芸能 ⑩料理

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

別記第 9 号様式（第 11 条関係）

## 年度 和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）実績報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)  
住 所(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 11 条の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称	
2 認定番号	
3 推奨品の販売（出荷）数量	
観光資産分野の祭り等にあっては 開催回数・総人出数	
4 推奨品の販売（出荷）額	
5 プレミア和歌山の推奨効果	

(注) プレミア和歌山の推奨効果については、推奨認定を受けたことによる市場及び消費者の評価並びに催事の参加者及び観光客の主な意見等を記入すること。

別記第 10 号様式（第 13 条関係）

## 和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）事故等報告書（　　報）

年　月　日

和歌山県知事 様

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)  
住 所(法人又は団体にあっては、名称及び代表者の職氏名)  
氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミア和歌山）推奨規則第 13 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 プレミア和歌山推奨品の名称	
2 認定番号	
3 認定の分野	
4 事故等の内容	
5 解決のため講じた措置等	

(注)

- 1 事故等の内容については、当該事故等の発生から解決に至るまでの経過をできるだけ詳細に記入すること。
- 2 途中経過を含め、報告書を複数回提出する場合にあっては第〇〇報と報告回数を記入し、1回のみ提出する場合又は複数回提出する場合の最終の報告にあっては最終報と記入すること。

## 告 示

### 和歌山県告示第438号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定により、振興局の職員駐車場使用料を次のように定め、平成20年4月1日から適用する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

振興局の職員駐車場

1区画につき1か月当たり 2,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 和歌山県告示第439号

平成12年和歌山県告示第722号（災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項第1号イ（イ）中「232万6,000円」を「236万6,000円」に改め、同項第6号イ中「50万円」を「51万円」に改め、同項第11号イ中「13万7,000円」を「13万7,500円」に改める。

第2項第1号ア（ア）中「2万400円」を「2万600円」に改め、同号ア（イ）中「1万6,600円」を「1万6,500円」に改め、同号ア（ウ）中「1万8,000円」を「1万7,700円」に改め、同号ア（エ）中「1万6,800円」を「1万6,600円」に改め、同号ア（オ）中「1万7,800円」を「1万7,400円」に改め、同号ア（カ）中「1万6,200円」を「1万5,900円」に改め、同号ア（キ）中「1万7,400円」を「1万7,200円」に改め、同号ア（ク）中「1万5,400円」を「1万5,200円」に改める。

## 人事委員会告示

### 和歌山県人事委員会告示第3号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 1 条関係)  
職員格付表 (警察官を除く。)

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	係長又は係長相当職
知事	本 庁	理 事	知事室次長	課 長	室 長	主 査	
		危機管理監	局 長	室 長	副 課 長	医 師	
		監査査察監	参 事	副 課 長	副 室 長	検 查 員	
		知事室長	室 長	副 室 長	総括課長補佐	船 長	
		部 長	IT 総括監	総括審議員	課 長 補 佐	機 関 長	
		参 事	生活安全監	主 幹	政 策 審 議 員	主査 航海士	
		技 監	食品安全監	企 画 員	監 査 査 察 員	主査 機関士	
		会計管理者	労働政策監	旅券事務長	改 革 推 進 員		
		広 報 監		分 室 長	班 調 査 員		
				総括検査員	主 分 室 檢 査 員		
地方機関	共 通				企 画 員	主 任	主 査
					総括専門員	主 任 研 究 員	主査研究員
					総括研究員	專 門 技 術 員	教務主任
					主 幹	教 务 主 任	
					教 授		
振興局	振 興 局	局 長	局 長	室 長	課 長		
			参 事	部 長	旅券駐在員		
				副 室 長	調 査 員		
				副 部 長	会計専門員		
				副 参 事	会計駐在員		
				支 所 長	環境指導員		

			支所次長 環境指導員 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 京奈和高速事務所長 京奈和高速事務所次長 国道橋本建設事務所長 切目川ダム建設事務所長 切目川ダム建設事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 ダム管理事務所長	出張所長 紀の川流域下水道事務所次長 検査員	
東京事務所		所長	次長 企業誘致統括員	次長 課長 企業誘致統括員	
県税事務所		所長	次長	課長 出張所長	
消防学校			校長 教頭		

防災航空センター			所長	次長	
文書館		館長	次長	課長	
世界遺産センター			事務長		
環境衛生研究センター		所長	次長 部長	課長 総括主任研究員 支所長	
鳥獣保護センター			所長	課長	
消費生活センター		所長	次長	支所長	
男女共生社会推進センター		所長	次長	課長	
動物愛護センター			所長	課長	
紀南児童相談所			所長 分室長	次長	
仙溪学園			園長 次長	課長	
女性相談所			所長		
子ども・障害者相談センター		所長	次長	課長 室長	
精神保健福祉センター			所長	所長	
保健所			所長 支所長 次長 支所次長	課長	
高等看護学院		学院長	副学院長 事務長 教務主幹	事務長代理	主査専任教員
なぎ看護学校			学校長	副学校長	主査専任教員

こころの医療センター	院長 事務局長	副院長 事務局次長 部長	部長 課長 医長 科長 老人性痴呆疾患センター長 薬局長 技師長 看護副部長 看護師長 主任看護師	医長 科長 看護師長 副看護師長 主査看護師室長
難病・子ども保健相談支援センター			所長	
公営競技事務所			所長 次長	課長
工業用水道管理センター			所長	課長
産業技術専門学院	学院長	学院長 副学院長	課長 部長	
工業技術センター	所長	副所長 部長	部長 課長 特別研究員	
農林水産総合技術センター	所長	所長 場長 副場長 次長 部長	課長 部長 副場長 副所長 船長 機関長	主査航海士 主査機関士
農業大学校		校長 副校长	部長 課長	

	農作物病害 虫防除所			所長			
	家畜保健衛 生所			所長	次 課 支 所	長 長 所 長	
	就農支援セ ンター			所長	次	長	
	ふるさと定 住センター			所長			
	南紀白浜空 港管理事務 所			所長 次 長	次 課	長 長	
	和歌山下津 港湾事務所			所長 次 長	課	長	
県議会		事務局長	事務局次長	課長 副課長 総括調査員	副課長 調査員 課長補佐 班	長 員 佐 長	主査
教育委員会	本庁		局長 参事 室長 副課長 副室長 主幹 教育企画員 総括人事主事 専門員	課長 副課長 副室長 課長補佐 室長補佐 班 主任 分室長 専門員 人事主事 教育企画員 スポーツ主任	室長 副課長 副室長 課長補佐 室長補佐 長 任 長 長 員 事 教 育	係長 主査 人事主事 教育相談主事 スポーツ主査	
	教育センタ 一学びの丘			所長 副所長	課長 班	主査 長	教育相談主事
	地方機						

関			教育相談室 長 主 幹	総括指導主事 主 任 教育相談主事	
	体 育 館		館 長	副 館 長 課 長 主 任 ス ポ ー ツ 主 任	課 長 主 査 ス ポ ー ツ 主 査
	武 道 館		館 長		ス ポ ー ツ 主 査
	図 書 館		副 館 長 紀 南 図 書 館 長 主 幹 総 括 司 書 セ ン タ 一 長	課 長 主 任 調 査 員 主 任 司 書 専 門 員	課 長 主 査 主 査 司 書
	近代美術館	館 長 副 館 長	主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主 任 学 芸 員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
	博 物 館	館 長	副 館 長 主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主 任 学 芸 員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
	紀伊風土記 の丘	館 長	副 館 長	専 門 員 課 長 主 任 主 任 学 芸 員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
	自然博物館	館 長 副 館 長	副 館 長 主 幹 専 門 員	専 門 員 課 長 主 任 主 任 学 芸 員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
	県 立 学 校		事 務 長	事 務 長	事 務 長 補 佐

					事務長補佐 主任	主査 主査栄養士
警察	本 部	参 事 官	課 長 所 長 監 察 官 室 長 場 長 次 席 副 所 長 センタ一長 隊 長 管 理 官 交通管制官 総括研究員 首席師範 事故統計官	次 席 副 所 長 センタ一長 調 査 官 課 長 補 佐 校 長 補 佐 主任研究員 師 範	係 長 教 官 専門研究員	
	地 方 機 関	警 察 署		会 計 官	課 長 調 査 官	係 長
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁		事務局長 事務局次長	事務局次長 班 長		
	地 方 機 関	分 局		分 局 長	分局長代理	
監 査 委 員	事 務 局 長		課 長 副 課 長 総括調査員	調 査 員 課 長 補 佐 班 長	主 査	
人 事 委 員 会	事 務 局 長		課 長	副 課 長 主 任	係 長 主 査	
労 働 委 員 会	事 勿 局 長		課 長	副 課 長 主 任	主 査	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会				事 務 局 長		

平成 20 年 3 月 28 日 (金曜日)

				支 所 長 主 任	
市町村立小中学校				事 務 主 任	主 査 主査栄養士

# 和歌山県報 号外 (6)

平成20年3月28日(金曜日)

別記第10号様式から別記第13号様式までを削る。

## 附 則

この規程は、告示の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

## 訓 令

和歌山県訓令第10号

府 中 一 般

各 地 方 機 関

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令

和歌山県広報広聴規程（昭和42年和歌山県訓令第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「各振興局総務室」を「各振興局総務企画室」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。